

玖珠町耐震改修促進計画

平成31年4月

玖 珠 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 目 的	1
2. 位置付け及び関連計画	2
3. 計画期間	2
4. 計画対象区域及び対象建築物等	3
(1) 対象区域	
(2) 対象建築物等	
(3) 防災上重要な道路	
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1. 想定される地震の規模、想定される被害の状況	5
(1) 過去の地震被害及び活断層の状況	
(2) 想定される被害の状況	
2. 耐震化の現状	17
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 町有公共建築物の耐震化の現状	
(3) 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状	
3. 耐震化の目標	20
(1) 住宅の耐震化の目標	
(2) 町有公共建築物の耐震化の目標	
(3) 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標	
第3章 耐震化の促進に関する基本方針・重点施策	21
1. 基本的な取組方針	21
2. 重点的に取り組む施策	21
(1) 耐震診断の重点的な実施の推進	
(2) 早期に取り組む必要のある建物の耐震化の重点的な実施の推進	

第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開	22
1. 普及啓発	22
(1) 地震防災マップの作成・公表	
(2) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	
(3) パンフレットの作成・配布、広報・町ホームページによる普及	
(4) 地域住民・自治会等との連携、支援	
2. 地域に根ざした耐震対策の実施	23
(1) 家具転倒防止対策	
(2) 窓ガラス等落下防止対策	
(3) エレベーター閉じ込め防止対策	
(4) 危険なブロック塀の倒壊防止対策	
(5) 天井等の非構造部材の安全確認	
(6) よう壁、がけ地等の災害対策	
(7) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	
3. 耐震化を促進するための環境整備	25
4. 耐震化に対する支援	25
(1) 玖珠町木造住宅耐震化促進事業(診断)	
(2) 玖珠町木造住宅耐震化促進事業(改修)	
(3) 木造住宅の簡易耐震診断	
(4) 玖珠町ブロック塀等除却事業	
5. 公共建築物の耐震化の取り組み	26
第5章 耐震化を促進するための指導や命令等	26
第6章 その他の事項	26
資料編	27
1. 関連計画概要	28
2. 耐震改修促進法における規制対象一覧	29
3. 通行を確保すべき道路を閉塞させる危険性が高い住宅・建築物	31

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

昭和56年より前に建てられた建物は、古い耐震性の基準で建てられたものが多く、これらの建物は大地震の際に倒壊の危険性があります。

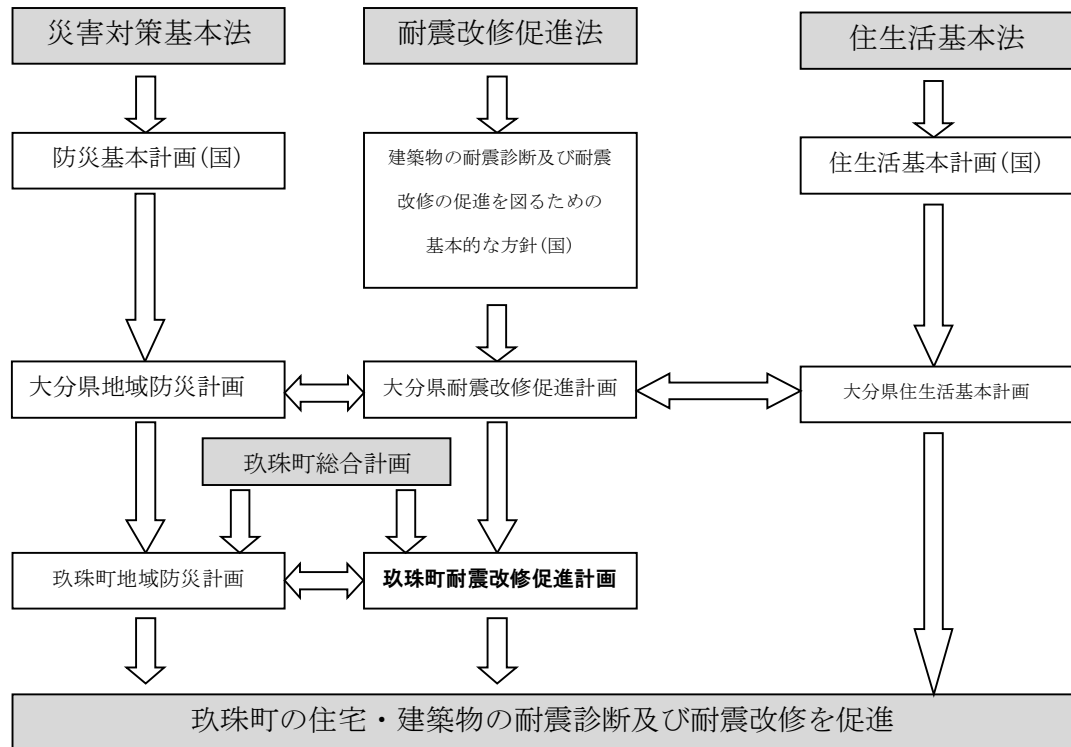
平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち9割の4,831人は建物の倒壊により亡くなりました。また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大地震に続き、平成23年3月には死者15,875人、建物の全壊半壊合わせて39万戸以上となる東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生しました。さらに平成28年4月には熊本地震が発生し、このとき大分県内においても大分県中部を震源とする地震が発生し、由布市及び別府市の一部で最大震度6弱の揺れを観測するなど、この20年間程度の間に関内でも大きな地震が頻発し、多数の負傷者や建物被害が生じ、大地震はいつでもどこでもおかしくない状況にあります。

このような状況を踏まえ、大分県では平成29年度に「大分県耐震改修促進計画」を改定し、平成37年までの耐震化率の目標を定める等、県内の建築物耐震化を促進するため具体的な方策を定めました。また、平成31年3月に策定された「大分県地震被害想定調査」により最新の地震被害想定が示されたことから、「玖珠町耐震改修促進計画」を現在の基準へ改定し、さらなる町内建物の耐震化を促進し、大地震へ備えるまちづくりを展開していきます。

2. 位置付け及び関連計画

本計画の位置付けについて

本計画は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律123号、以下「耐震改修促進法」という）第6条に基づき策定します。



図－1 玖珠町耐震改修促進計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画の期間は平成31年4月から平成38年3月までの間とし、期間内において上位計画等が改定された場合や、軽微ではない記載事項の変更がある場合等は速やかに改定を行うものとします。また、住宅の耐震化促進のため、本計画は年度ごとに進捗管理(実行計画「玖珠町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定公表等)を行い、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を評価するとともに、プログラムの見直し、改善を図り住宅の耐震化を推進します。

4. 計画対象区域及び対象建築物等

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、玖珠町全域とします。

(2) 対象建築物等

本計画の対象建築物は表－1に示す建築物のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）において新耐震基準が施行された、昭和56年6月1日よりも前に着工された建築物及び地震時に倒壊の危険性のあるブロック塀等とします。

表－1 対象建築物

対象建築物の分類		説明
①民間住宅		戸建住宅、共同住宅、長屋、店舗併用住宅
②町有公共建築物	主要施設	②-1 防災上重要な建築物 a. 災害応急に必要となる建築物（消防詰所等の拠点施設） b. 避難所として位置づけられた建築物（避難施設）
		②-2 災害時要介護者が利用する建築物（①以外） ・学校、幼稚園、保育所 ・老人福祉施設等
		②-3 不特定多数のものが利用する建築物（②-1、②-2以外） ・文化会館、集会所、農林業作業所、漁業作業所等
		②-4 ライフライン施設 ・簡易水道施設、集落排水施設等
		②-5 その他の公共建築物（現在利用の無い、また今後利用予定の無い空き公共施設及び駐輪場、倉庫等の常時人が居ない施設を除く）
③民間特定既存耐震不適格建築物		特定既存耐震不適格建築物のうち民間が所有する建築物 ・防災上重要または多数のものが利用する民間建築物 ・危険物貯蔵を取り扱う規模の大きい民間建築物 ・避難、緊急輸送等の障害のおそれのある民間建築物
④その他		・危険と判断されるブロック塀等

(3) 防災上重要な道路

耐震改修促進法第6条第3項に基づき定める道路で、地震発生時の建物等の倒壊による閉塞等で、住民の避難、緊急輸送等の阻害を防止する必要がある防災上重要な道路を以下に定めます。

■ 対象路線

- ① 国道210号線
- ② 国道387号線

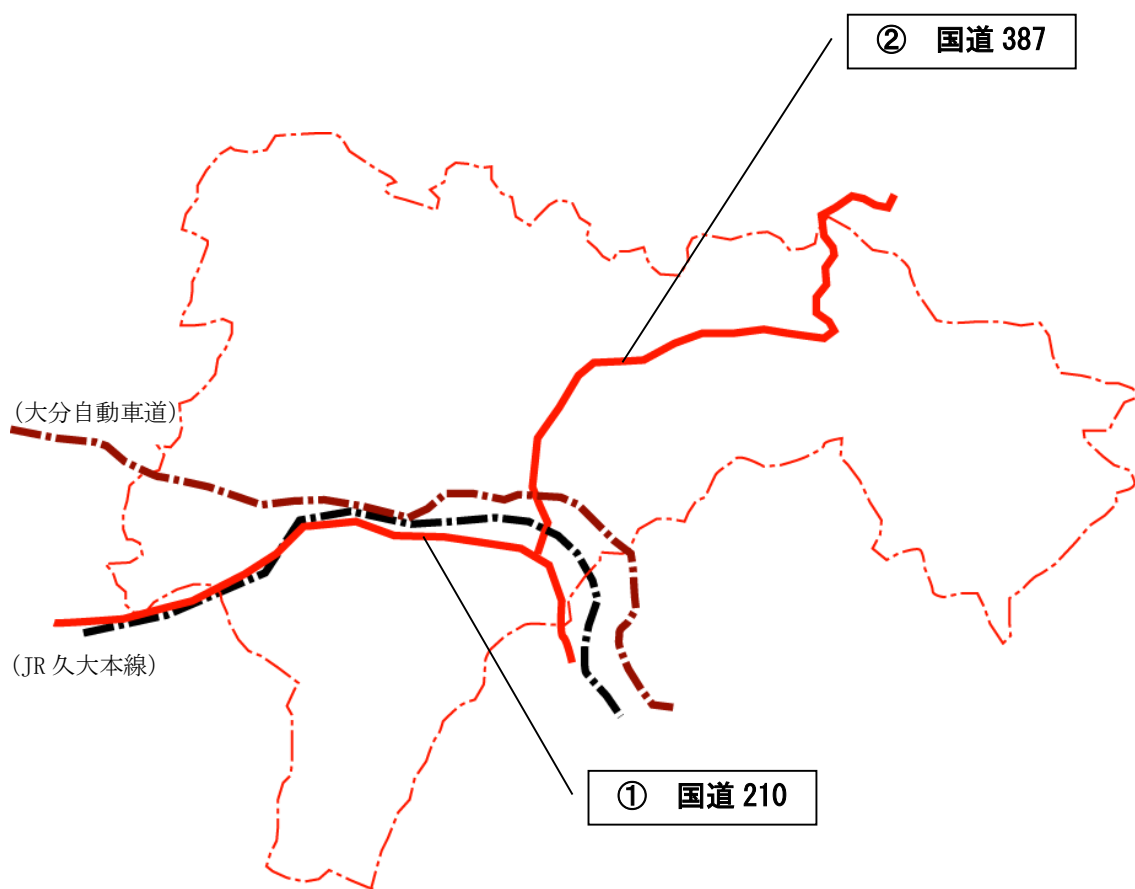


図-2 玖珠町概要図

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模、想定される被害の状況

(1) 過去の地震被害及び活断層の状況

① 過去の地震被害

これまで大分県内ではたびたび大きな地震が発生しており、家屋の倒壊など大きな被害を及ぼしました。災害の原因となった地震には南海トラフや、日向灘で発生したもの(海溝型地震)、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生したと考えられるもの(活断層による地震)等があります。

以下に大分県内で大きな被害を及ぼした地震の概要を示します。

表-2 過去に大分県内で大きな被害を与えた地震

発生日月	地震発地域	被害の概要
679年 (天武7年)	筑紫 M=6.5~7.5	五馬山が崩れ、温泉がところどころに出たが、うち1つは間歇泉であったと推定される。
1498年7月9日 (明応7年)	日向灘 M=7.0~7.5	
1596年9月4日 (慶長元年) 慶長豊後地震	別府港 M=7.0±1/4	高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内(大分)、佐賀関で家屋倒れ。津波(4m)により大分付近の村里はすべて流れる。
1698年10月24日 (元禄11年)	大分 M=6.0	府内城の石垣壁崩れる。岡城破損。
1703年12月31日 (元禄16年)	由布院、庄内 M=6.5±1/4	領内山奥22ヶ村で家潰273軒、破損369軒、石垣崩れ1万5千間、死者1、損馬2。湯布院、大分郡26ヶ村で家潰580軒、田畑道筋2~3尺地割れ。豊後頭無村人家崩れ、人馬死あり。
1705年5月24日 (宝永2年)	阿蘇	岡城内外で破損多し。
1707年10月28日 (宝永4年) 宝永地震	五畿七道 M=8.4	我が国最大級の地震の1つ。被害は駿河、甲斐、信濃、美濃、紀伊、近江、畿内、播磨、富山、中国、四国、九州に及ぶ。特に、東海道、伊勢湾、紀伊半島の被害がひどかった。県内で大分、木付、鶴崎、佐伯で震度5~6であった。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に襲った。
1749年5月25日 (寛延2年)	伊予宇和島 M=6 3/4	大分で千石橋破損。
1769年8月29日 (明和6年)	日向、豊後 M=7 3/4±1/4	震源は佐伯湾沖で大分、臼杵、佐伯で震度6、国東で震度5。佐伯城石垣崩れ、城下で家破損。臼杵で家潰531軒、半潰253軒。大分で城内石垣崩れ8、楼門破損、家潰271軒。
1854年12月23日 (安政元年) 安政東海地震	東海、東山、南海諸道 M=8.4	被害は伊豆から伊勢湾に及んだ。県内ではゆれを感じた。

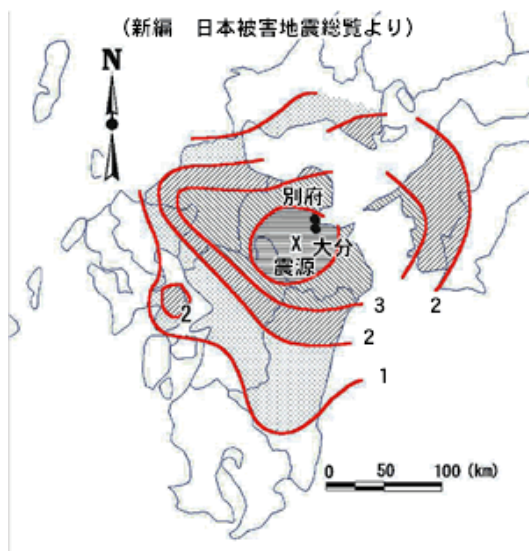
1854年12月24日 (安政元年) 安政南海地震	畿内、東海、東山、北陸、南海、山陰、山陽道 M=8.4	前日発生した安政東海地震の32時間後に発生した。被害のひどかったのは紀伊、畿内、四国であった。県内では、別府で震度5~6であった。府内藩で家潰4,546軒、死者18、臼杵藩で家潰500軒。津波は佐伯で2m。
1854年12月26日 (安政元年)	伊予西部 M=7.3~7.5	鶴崎で家潰100軒。
1855年8月6日 (安政2年)	杵築	城内破損。
1855年12月11日 (安政2年)	豊後立石	家屋倒壊多し。
1857年10月12日 (安政4年)	伊予、安芸 M=7 1/4±0.5	鶴崎で家屋倒壊3件。
1891年10月16日 (明治24年)	豊後水道 M=6.3	豊後東部の被害がひどく、家屋、土蔵の亀裂、瓦の墜落あり。
1898年12月4日 (明治31年)	九州中央部 M=6.7	大分で古い家・蔵の小破。
1899年11月25日 (明治32年)	日向灘 M=7.1、6.9	土蔵、家屋の破損あり。鶴崎で土蔵潰2。長洲町、杵築町で土蔵破壊。
1909年11月10日 (明治42年)	宮崎県西部 M=7.6	南部の沿岸地方で壁の亀裂、瓦の墜落、崖崩れがあった。
1916年3月6日 (大正5年)	大分県北部 M=6.1	大野郡三重町、直入郡宮砥村で碑が倒れる。
1921年4月19日 (大正10年)	佐伯付近 M=5.8	数日前の降雨により緩んだ崖が崩れ、津久見、臼杵間で機関車が脱線。
1939年3月20日 (昭和14年)	日向灘 M=6.5	佐伯、蒲江、津久見、臼杵町で家屋の壁の落下、土地の亀裂などの小被害。
1941年11月19日 (昭和16年)	日向灘 M=7.2	沿岸部で多少の被害があった。
1946年12月21日 (昭和21年) 南海地震	紀伊半島沖 M=8.0	被害は西日本の太平洋側、瀬戸内に及んだ。津波も発生し、房総半島から九州沿岸を襲った。県内では震度3~5、津波は約1mであった。被害は死者4、負傷10、建物倒壊36、半壊91、道路の破損8。
1947年5月9日 (昭和22年)	日田地方 M=5.5	日田町、中川村、三芳村で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、道路損壊、墓石転倒などの被害があった。
1968年4月1日 (昭和43年) 日向灘地震	日向灘 M=7.5	被害の大きかったのは高知県と愛媛県であった。県内では負傷1、道路損壊3、山崩れ3。津波が発生した。
1968年8月6日 (昭和43年)	愛媛県西方沖 M=6.6	県内では、家屋全焼1、破損1、道路損壊2、山崩れ4。
1975年4月21日 (昭和50年)	大分県中部地震 大分県中部 M=6.4	湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。 震度は湯布院で5、大分4、日田、津久見3であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。宇佐市でも震度3~4を観測。

1983年8月26日 (昭和58年)	国東半島 M=6.6	国東半島を震源とし、大分、日田で震度3。中津市で民家が傾き、大分市では一時的に停電4万戸。
1984年8月7日 (昭和59年)	日向灘北部 M=7.1	大分で震度4、日田で震度3。大分市、佐伯市でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損がみられた。岡城址では三の丸跡に亀裂が生じた。
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘中部 M=6.6	大分で震度4、日田で震度3。竹田市、三重町で崖崩れ発生。
1989年11月16日 (平成元年)	大分県北部 M=4.8	大分で震度3。日出町でガラスが割れる程度の被害。
1996年10月19日 (平成8年)	日向灘 M=6.9	大分市長浜、佐伯市中村南、佐伯市蒲江で震度4、玖珠町帆足で震度3。
2001年3月24日 (平成13年)	安芸灘 M=6.7	佐伯市土浦で震度5弱 宇佐市上田で震度4、安心院で震度3、玖珠町帆足で震度3。
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県西方沖 M=7.0	中津市三光で震度5弱、宇佐で震度4、宇佐市で墓石が倒れるなどの被害。玖珠町帆足で震度3
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県西方沖 M=5.8	中津市三光、日田市三本松、日田市田島で震度4、玖珠町帆足で震度3。
2009年6月25日 (平成21年)	大分県西部 M=4.7	中津市耶馬溪町、中津市三光、日田市三本松、日田市田島で震度4、玖珠町帆足で震度3。
2014年3月14日 (平成26年)	伊予灘 M=6.2	国東市、姫島村、臼杵市、佐伯市で震度5弱。大分市、佐伯市で軽傷者各1名。県内で住家41棟が一部破損。
2015年7月13日 (平成27年)	大分県南部 M=5.7	佐伯市で震度5強。臼杵市、豊後大野市で軽傷者3名。県内で住家被害3件。
2016年4月16日 (平成28年) 平成28年熊本地震	熊本県熊本地方(M=7.3) (余震：大分県中部M=5.7)	別府市、由布市で震度6弱、全市町村で震度4以上を観測。玖珠町において震度5弱。 人的被害： 災害関連死（災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したと認められた方）が3名、重傷者11名、軽傷者22名。 住家被害： 全壊9、半壊222棟、一部損壊8,062棟。 道路被害： 216件（国道17件、県道38件、市町村道等159件）

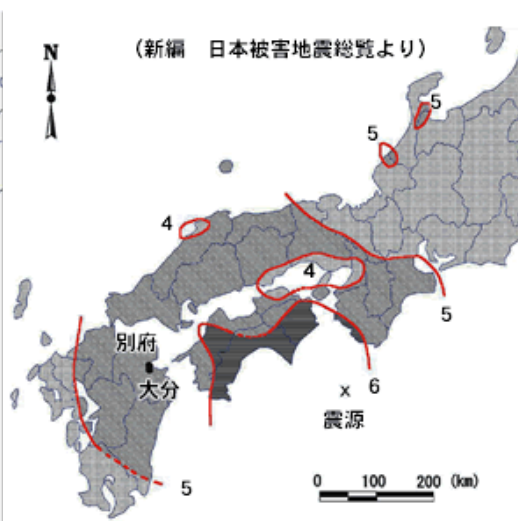
出典：大分県地震被害調査(H31)

図一 3 活断層型地震(内陸で発生)と海溝型の震度分布図
 (平成 16 年大分県地域活断層調査)

大分県中部地震の震度分布



安政南海地震の震度分布



② 活断層の状況

活断層については、各機関により活断層調査に基づく長期評価が進んでおり、大分県内に想定される地震において対象となる断層帯は、大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)により①中央構造線断層帯のうち豊予海峡―由布院区間 ②万年山―崩平山断層帯 ③日出生断層帯 ④周防灘断層群主部があり、このうち玖珠町において大きな被害が想定される地震を引き起こす断層帯として②万年山―崩平山断層帯 ③日出生断層帯があげられます。この2つの活断層は地震本部(政府地震調査研究推進本部)が公表している主要活断層評価においてZランク(30年以内の地震発生確率が0.1%未満)であり、全国の中では相対的に発生確率の低いものとなっていますが、いつ起きてもおかしくない地震として備える必要があります。

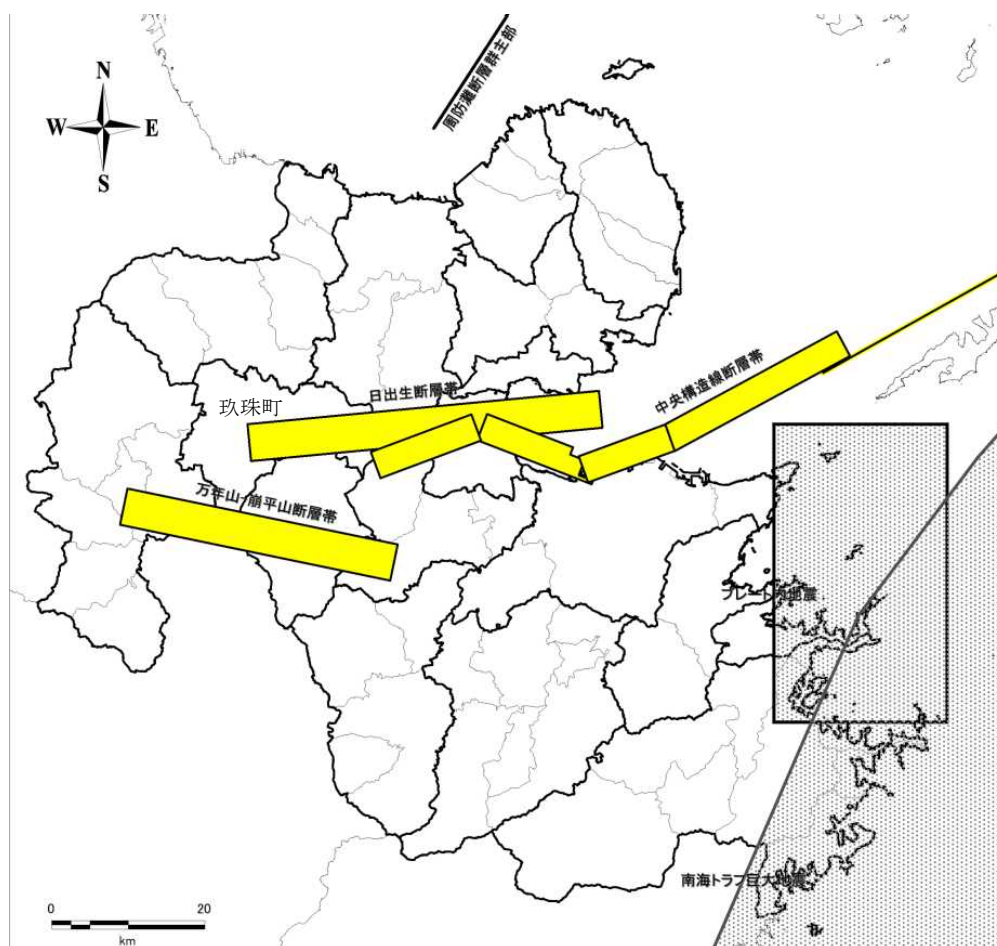


図-4 断層の区分(大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)資料)

(2) 想定される被害の状況

①大地震が発生した際の玖珠町における最大震度及び被害の状況の想定は下記のとおりです。

表-3 玖珠町における最大震度一覧

(大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)による)

	中央構造線 断層帯によ る地震	日出生断層 帯による地 震	万年山一崩 平山断層帯 による地震	南海トラフ の巨大地震	周防灘断層 群主部によ る地震	プレート内 地震
震度	6強	7	6強	5強	5弱	5強

※震度とは・・・有る場所の揺れの強さの程度で、震度0から7まで定められています。

震度0・・・人は揺れを感じない。

震度1・・・室内で静かにしている人の中には揺れをわずかに感じる人がいる。

震度2・・・室内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。

震度3・・・室内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

震度4・・・ほとんどの人が驚く。電灯などの吊下げ物は大きく揺れる。すわりの悪い置物が倒れる。

震度5弱・・・大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。棚にある食器類や本が落ちることがある。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。※熊本地震での玖珠町の震度です。

震度5強・・・物につかまらなると歩くことが難しい。棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が倒れることがある。

震度6弱・・・立っていることが困難になる。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。耐震性の低い木造建物は瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

震度6強・・・はわないと動くことが出来ない。飛ばされることもある。固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。耐震性の低い木造建物は傾くものや、倒れるものが多くなる。

震度7・・・耐震性の低い木造建物は傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い木造建物でもまれに傾くことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では倒れるものが多くなる。

②大地震による玖珠町の具体的な人的、物的、その他被害想定は下記のとおりです。
(すべて大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)による)

②-1 中央構造線断層帯による地震(玖珠町最大震度6強)

玖珠町における人的被害・・・想定なし

玖珠町における建物被害・・・全壊・焼失32棟、半壊72棟

(うち木造 全壊・焼失25棟、半壊65棟)

玖珠町におけるその他被害・・・避難所82名、疎開者44名

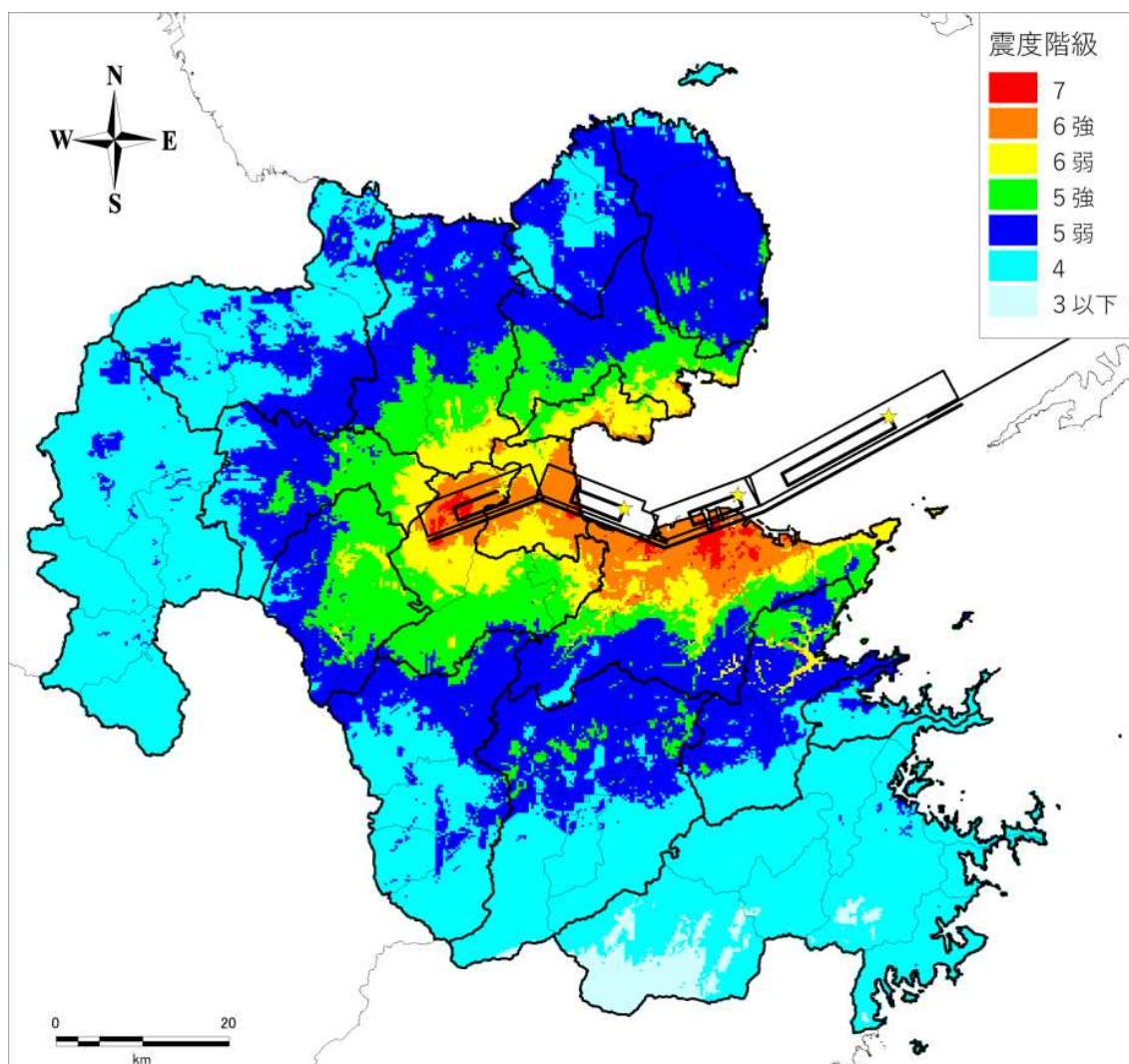


図-5 中央構造線断層帯による地震発生時における震度分布
(大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)による)

②-2 日出生断層帯による地震（玖珠町最大震度7）

玖珠町における人的被害・・・冬5時での地震発生で死者7名、中等傷者4名

夏12時での地震発生で死者5名、重症者1名、中等傷者4名

冬18時での地震発生で死者5名、重症者1名、中等傷者6名

玖珠町における建物被害・・・全壊・焼失731棟、半壊922棟

（うち木造 全壊・焼失659棟、半壊849棟）

玖珠町におけるその他被害・・・地震発生当日8割断水、一週間後4割断水

危険なブロック塀倒壊による死者想定あり

避難所2,423名、疎開者1,305名

長期的住機能支障世帯74世帯

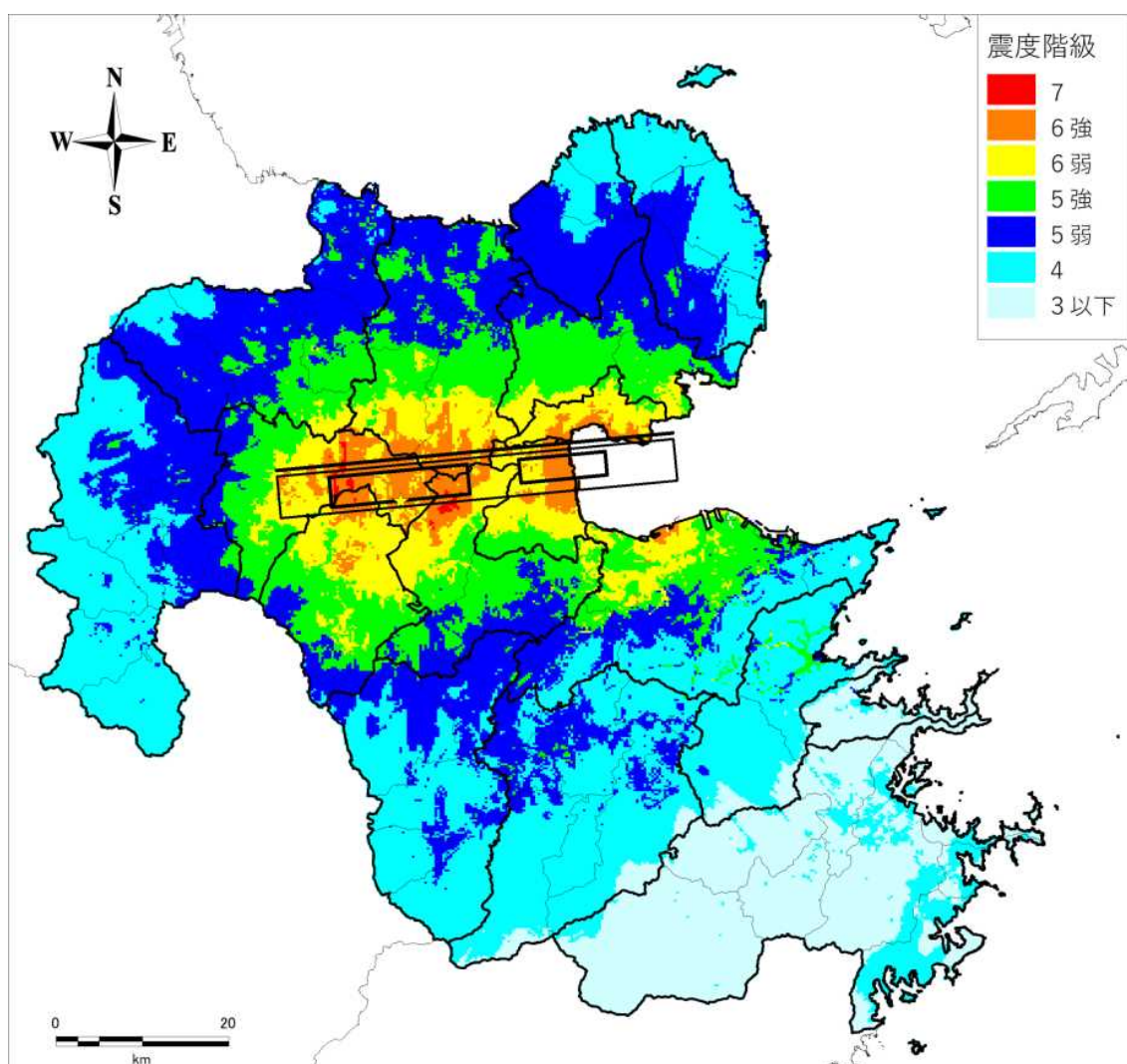


図-6 日出生断層帯による地震発生時における震度分布
(大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)による)

②-3 万年山—崩平山断層帯による地震（玖珠町最大震度6強）

玖珠町における人的被害・・・冬5時での地震発生で死者5名、中等傷者2名
夏12時での地震発生で死者3名、中等傷者3名
冬18時での地震発生で死者3名、
重症者1名、中等傷者3名

玖珠町における建物被害・・・全壊・焼失449棟、半壊922棟
(うち木造 全壊・焼失398棟、半壊872棟)

玖珠町におけるその他被害・・・地震発生当日7割断水、一週間後3割断水
危険なブロック塀倒壊による死者想定あり
避難所1,957名、疎開者1,054名
長期的住機能支障世帯46世帯

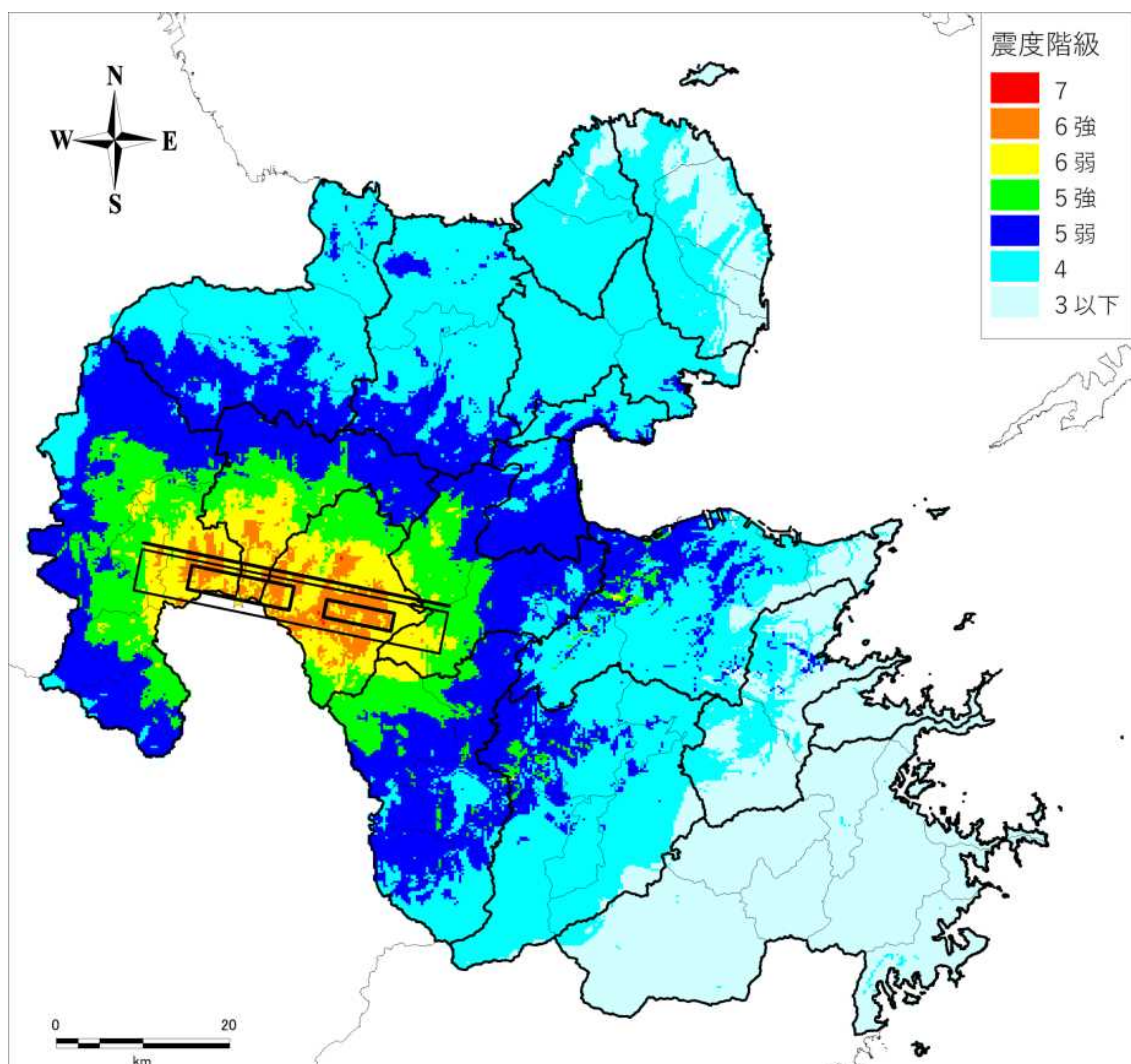


図-7 万年山—崩平山断層帯による地震発生時における震度分布
(大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)による)

②-4 南海トラフの巨大地震（玖珠町最大震度5強）

玖珠町における人的被害・・・想定なし

玖珠町における建物被害・・・全壊・焼失 20 棟、半壊 72 棟

（うち木造 全壊・焼失 16 棟、半壊 68 棟）

玖珠町におけるその他被害・・・避難所 100 名、疎開者 54 名

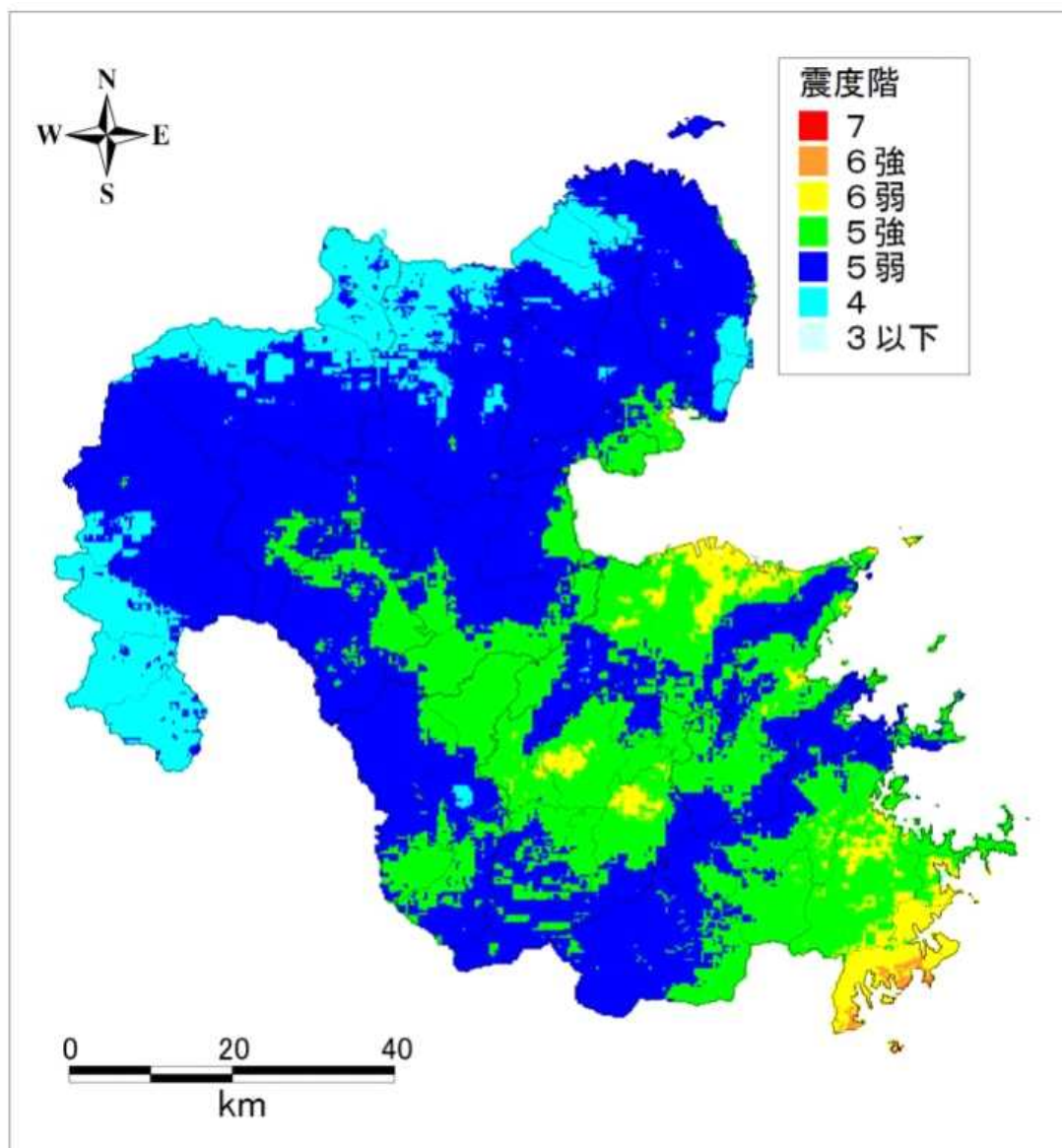


図-8 南海トラフ（陸側）による震度分布
（大分県地震被害想定調査（平成 31 年公表版）による）

②-5 周防灘断層群主部による地震（玖珠町最大震度5弱）

玖珠町における人的被害・・・想定なし

玖珠町における建物被害・・・想定なし

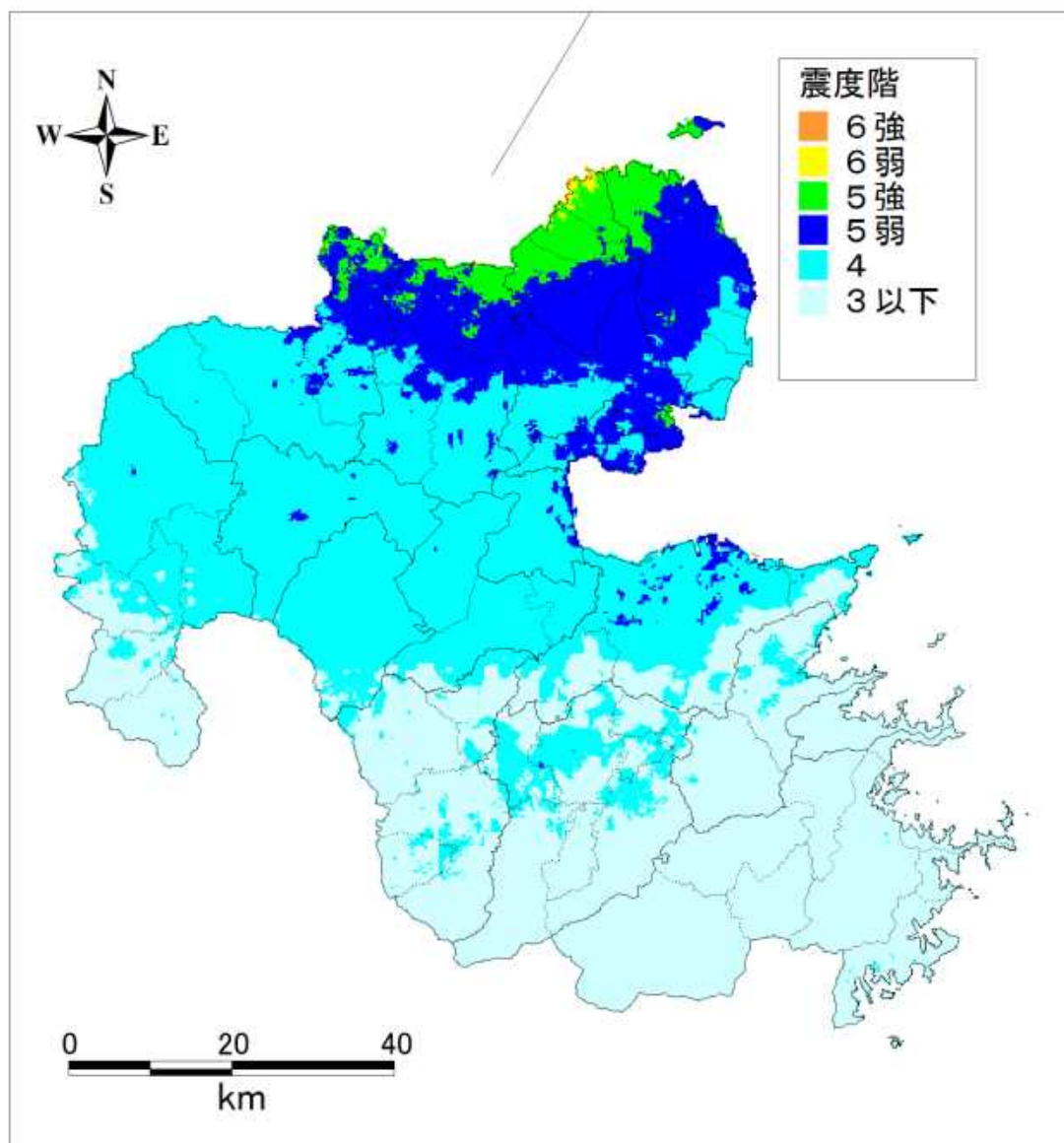


図-9 周防灘断層群主部による震度分布
(大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)による)

②-6 プレート内地震（玖珠町最大震度5強）

玖珠町における人的被害・・・想定なし

玖珠町における建物被害・・・全壊・焼失なし、半壊1棟

（うち木造 全壊・焼失なし、半壊1棟）

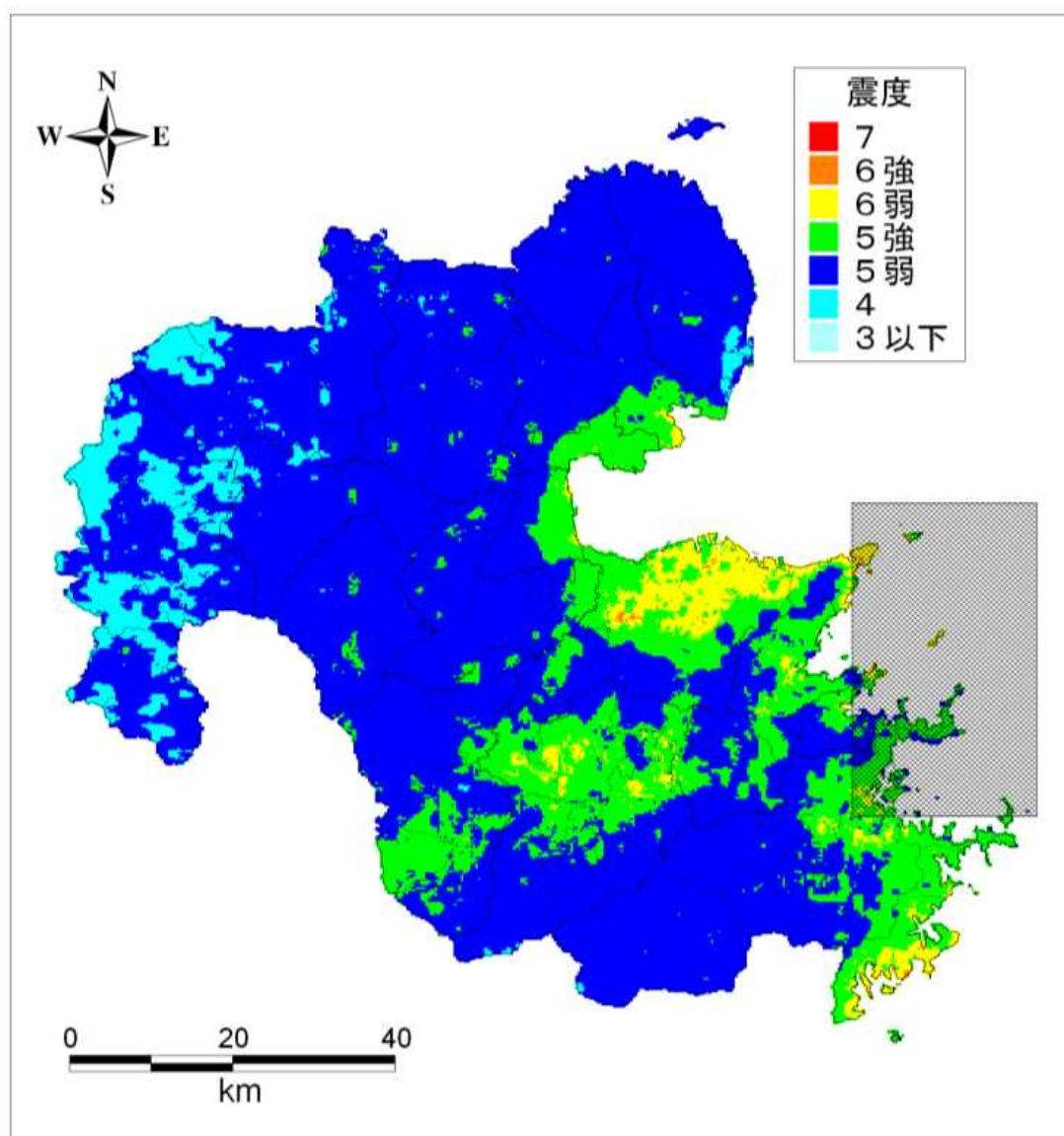


図-10 プレート内地震による震度分布
(大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)による)

2. 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅・土地統計調査（平成 30 年）等に基づき、玖珠町の住宅の耐震化率の状況を算定しました。

その結果、玖珠町の住宅の耐震化率については、現状で約 60%であると推定されます。

表－4 玖珠町の住宅の耐震化率の推計*1

(単位：戸数)

建築構造	建築物数			昭和 56 年以前の建物の耐震化率④ ※1	昭和 56 年以前のうち耐震性があるものの推計⑤ (①×④)	耐震性があるもの⑥ (②+⑤)	耐震化率⑦ (⑥/③)
	昭和 56 年以前①	昭和 57 年以降②	合計③ (①+②)				
木造	2,650	2,310	4,960	12%	318	2,628	52.9%
非木造	240	870	1,110	76%	182	1,052	94.7%
計	2,890	3,180	6,070		500	3,680	60.6%

※住宅・土地統計調査（平成 30 年）等

表－5 玖珠町の住宅の現状の耐震化率

(単位：戸数)

	住宅総数	耐震住宅	未耐震住宅
戸数	6,070	3,680	2,390
割合 (耐震住宅割合：耐震化率)		60.6%	39.4%

※住宅総数 6,070 戸の内訳

戸建て住宅 4,570 戸、長屋住宅 160 戸、共同住宅 1,290 戸、その他 50 戸

※(参考)住宅総数に対する空き家住宅数 1,530 戸（空き家ではない住宅 4,540 戸）

（うち戸建て住宅 1,070 戸、長屋住宅 90 戸、共同住宅 210 戸、その他 160 戸）

*1 昭和 56 年以前の住宅については、国の耐震化率の推計値（木造系 12%、非木造系 76%）より、耐震性の有無を推計する。なお、昭和 57 年以降の住宅については、すべて耐震性があると推定する。町営住宅など町の公営住宅を含む。

(2) 町有公共建築物の耐震化の現状

玖珠町内の公共建築物のうち、主要施設における耐震化率は90.9%、その他公共施設における耐震化率は85.2%、全体の耐震化率は87.2%です。公共施設における耐震化率は年々改善してはいるものの、昭和56年以前に建てられた地区の公民館など耐震性の無い建物が多数存在しており、引き続き公共施設の耐震性の向上を進める必要があります。

表-6 町有公共建築物の耐震化の現状(平成31年度時点)

(単位：棟)

町有公共建築物			建築物数			昭和56年以前 ①のうち 耐震性が あるもの ④	耐震性 有 建築物 ⑤ (②+④)	耐震性 無 建築物 ⑥ (①-④)	耐震 化率 ⑦ (⑤/③)
			昭和 56年 以前 ①	昭和 57年 以降 ②	合計 ③ (①+②)				
主 要 施 設	②-1 防 災 上 重 要 な 建 築 物	a. 災害応急に必要 な建築物 (拠点施設)	0	36	36	—	36	0	97.9%
		b. 避難所として 位置づけられた 建築物(避難施 設)	2	10	12	1	11	1	
		②-1 小計	2	46	48	1	47	1	
	②-2 災害時要救護者が利 用する建築物 (②-1以外) ・学校、幼稚園、保育所 ・老人福祉施設等	9	12	21	8	20	1	95.2%	
	②-3 不特定多数のものが 利用する建築物 (②-1、②-2以外) ・文化会館、集会所等 ・農林作業所、漁業作業所	9	27	36	2	29	7	80.5%	
	②-4 ライフライン施設 ・簡易水道施設、集落排 水施設等	0	6	6	0	6	0	100.0%	
②-1~②-4 小計			20	91	111	11	102	9	91.8%
②-5 その他の公共建築物(空 き施設を除く)			78	132	210	78	179	31	85.2%
合 計			98	223	321	98	281	40	87.5%

(3) 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物のうち民間のものは 64 棟建てられています。そのうち、昭和 56 年度以前に建築されたものは 21 棟、昭和 57 年度以降に建築されたものは 43 棟、昭和 57 年度以降の建築物も含めた全体の耐震化率は約 78.1%です。

表一7 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状(平成 22 年度時点)

(単位：棟)

法第 14 条 民間既存耐震不適格建築物	建築物数			昭和 56 年以前 (①)のうち耐震性があるもの④	耐震性有建築物 ⑤ (②+④)	耐震性無建築物 ⑥ (①-④)	耐震化率 ⑦ (⑤/③)
	昭和 56 年以前 ①	昭和 57 年以降 ②	合計 ③ (①+②)				
第 1 号 多数のものが利用する建築物	10	20	30	4	24	6	80.0 %
第 2 号 危険物貯蔵等	8	17	25	2	19	6	76.0 %
第 3 号 通行障害建築物	3	6	9	1	7	2	77.8 %
合 計	21	43	64	7	50	14	78.1 %

※第 1 号、第 2 号、第 3 号において同一建築物の重複を含む。

3. 耐震化の目標

本計画は、国の基本方針及び大分県の耐震促進計画を踏まえて、平成 37 年度までに、下記の目標値を実現することとします。また、町有の公共建築物については、建築物の現状、重要性等を勘案して、個々に耐震化を推進するものとします。

表-8 玖珠町耐震改修促進計画目標値

対 象		耐震化率 の現状	耐震化率 の目標
①民間住宅		60.6%	95%
②町有 公共建築物	町主要施設	91.8%	100%
	②-1 防災上重要なもの		
	②-2 災害時要救護者が利用する建築物		
	②-3 不特定多数のものが利用する建築物		
	②-4 ライフライン		
	②-5 その他の公共建築物（空き施設を除く）	85.2%	90%
③民間特定既存耐震不適格建築物		78.1%	96%

（1）住宅の耐震化の目標

民間住宅における耐震化率については、平成 37 年度までに 95%以上とすることを目標とします。

（2）町有公共建築物の耐震化の目標

町有公共建築物における耐震化率については、平成 37 年度までに町主要施設を 100%、その他の公共建築物を 90%以上とすることを目標とします。

（3）民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

民間の既存耐震不適格建築物における耐震化率については、平成 37 年度までに 96%以上とすることを目標とします。

第3章 耐震化の促進に関する基本方針・重点施策

1. 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震改修の目標達成に向け、国の「基本方針」を踏まえ、建物所有者（住民・企業等）が自らの安全・安心の確保、地域の防災安全性向上を意識して取り組むことを基本に、国・県・市町村・関係団体・建物所有者の各関係主体が連携し協働して住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する総合的かつ横断的な施策に取り組むものとします。

- 建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。
- 町は、建築物の所有者に対し、耐震性の確保に必要な技術的支援や情報提供を行います。また、建築物の耐震化の促進のために、総合的かつ横断的な施策の展開を行い、財政的支援を検討します。
- 町有公共建築物については、計画的な整備プログラムに従って事業を進めるとともに、定期的に目標を検証し、着実な事業推進を図ります。

2. 重点的に取り組む施策

（1）耐震診断の重点的な実施の推進

早期に建物の耐震改修を促進するためには、耐震診断により建築物の耐震性を確認することが必要となります。したがって、まず最初に、建物の耐震診断の実施を推進します。

（2）早期に取り組む必要のある建物の耐震化の重点的な実施の推進

地震発生後の災害対策拠点機能を確保することや、建物利用者の状況及び建物の立地状況等による甚大な被害を軽減する観点から、下記の建築物について、早期に取り組む必要のあるものから耐震化を重点的に推進します。

- ① 地域防災計画に位置づけられた防災上重要な建物
- ② 災害時要援護者が利用する建物
- ③ 倒壊時の影響が大きい住宅密集地区
- ④ 通行障害建築物

第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

1. 普及啓発

(1) 地震防災マップの作成・公表

住宅等の耐震化を効果的に推進するために、地盤のゆれやすさが認識できる「地震防災マップ」を作成・公表します。また、地区ごとの避難路の確認など地区別の防災マップ作りに役立つ内容を取り入れます。

(2) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

県や建築関係団体と協力して、耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や、セミナーの実施を行います。

(3) パンフレットの作成・配布、広報・町ホームページによる普及活動

建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を図るため、耐震診断相談窓口に、各種パンフレット等を常備し、配布します。

また、耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識について重要な内容や最新の情報については、広報・町ホームページ等を通じて、住民に広く普及を行います。

(4) 地域住民・自治会等との連携、支援

地震防災対策の基本は「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」を基本とし、自主防災組織の育成・指導を推進し、この自主防災組織と連携して、耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を行います。

2. 地域に根ざした耐震対策の実施

(1) 家具転倒防止対策

防災訓練等において、家具転倒防止器具の取付等、家具転倒防止対策の普及・啓発を促進します。

(2) 窓ガラス等落下防止対策

建築物の所有者又は管理者に対し、外壁タイル、窓ガラス、屋上タンク、屋外広告物等について、落下・脱落しないように、道路法、建築基準法に基づき、所有者に対して注意を促します。

(3) エレベーター閉じ込め防止対策

建築物の所有者又は管理者に対し、エレベーター等昇降機の整備、点検の周知を行います。

(4) 天井等の非構造部材の安全確認

大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材について、落下・崩壊等の被害が発生することがあります。このため、建築物の所有者等への天井等の構造・施工状況の点検を促すとともに、適切な施工、補強方法の普及・啓発を行います。

(5) よう壁、がけ地等の災害対策

震災時に崩落の危険性が心配されるよう壁については、町内におけるよう壁の実態を把握し、よう壁の安全性や耐震性の向上に関する普及・啓発を行い、耐震診断や改修の促進に努めます。

また、地震や風水害によって土砂災害が発生する恐れのあるがけ地等について、がけ地の点検やパンフレットの配布などを行い、近隣居住者に注意を促します。

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

地震発生時の建物等の倒壊による閉塞等で、住民の避難、緊急輸送等の阻害を防止する必要がある防災上重要な道路を定め、沿道の建築物の耐震化を促進します。

(7) ブロック塀の安全対策

地震によるブロック塀の倒壊は、死傷者がでる恐れがあるばかりではなく、避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があります。玖珠町内には住宅地を中心に多数のブロック塀が存在し、その中には適正な基礎が無い等の基準を満たさない危険なブロックが存在します。加えて地震の際の実際の被害想定として大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)において、大地震の際玖珠町においてブロック倒壊による被害も想定されている現状を踏まえ、次の事項を推進します。

① 住民及び施工業者に対する啓発活動及び所有者への是正指導

ブロック塀を新設する場合の正しい施工方法、既存ブロック塀の補強方法について大分県と協力し、窓口におけるパンフレット等により住民への周知を図ります。また危険であると判断される町内に存在するブロック塀について町内会等と協力して是正へ向け指導します。特に地震発生時に避難する際、通行を確保すべき道路として指定される避難路沿道等のブロック塀については優先して対応を進めます。

② 避難路沿道等に存在する町内ブロック塀の所有者に対しての安全対策

避難路沿道等に存在する町内ブロック塀の所有者に対しての安全対策(耐震診断、除却、建て替え(除却・新設)、改修)について、支援策を検討します。

③ 町有ブロック塀に対する安全対策

町有のブロック塀について危険であると判断されるものについて安全対策を実施します。特に避難路沿道等に存在する町有のブロック塀に対して優先的に安全対策を実施します。

④ 避難路沿道等の指定

上記事項(①～③)におけるブロック塀等の安全確保に関する事業(住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全交付金基幹事業))の対象となる避難路沿道等についての位置の指定は以下のとおりとします。

**避難路沿道等 : 玖珠町内にある全ての住宅及び事業所等から避難所へ続く経路
(共有名義ではない私道を除く)**

3. 耐震化を促進するための環境整備

耐震診断における大分県木造建築耐震診断士のさらなる登録の促進、耐震改修を行える業者の育成を行い、住民がすみやかに耐震診断、耐震改修を行えるよう支援を行います。

4. 耐震化に対する支援

今後引き続き住民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修、ブロック塀除去等の下記に示す補助支援制度と耐震改修を行った住宅に対する税制優遇を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図ります。

(1) 玖珠町木造住宅耐震化促進事業(診断) (平成 31 年度時点) 表-9

事業主体	玖珠町
補助対象事業	木造住宅(戸建て住宅及び共同住宅、一部の店舗併用住宅)の耐震診断
対象建築物	昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅
補助金の額	7 万 5 千円～11 万円(条件による) (所有者の実質負担 5 千 5 百円)

(2) 玖珠町木造住宅耐震化促進事業(改修) (平成 31 年度時点) 表-10

事業主体	玖珠町
補助対象事業	木造住宅(戸建て住宅及び共同住宅、一部の店舗併用住宅)の耐震改修
対象建築物	昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で耐震診断の結果評点が 1 未満のもの
補助金の額	①全体改修 工事費の 2/3 以内かつ上限 80 万円(条件により 100 万円となる場合有) ②部分改修 工事費の 2/3 以内かつ上限 60 万円 ③耐震シェルター改修 工事費の 2/3 以内かつ上限 30 万円

(3) 木造住宅の簡易耐震診断

玖珠町と建築士会が協力し、年に一度昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅について、国交省監修の「誰でもできるわが家の耐震診断」をもとに、応募者に対し簡易的な耐震診断(簡易耐震診断)を無料で行います。

(4) 玖珠町ブロック塀等除却事業(仮称) 平成 31 年 11 月頃より補助事業開始予定

5. 公共建築物の耐震化の取り組み

公共建築物については、建物の重要性、緊急性等を踏まえ、引き続き耐震診断及び耐震改修を計画的に行い、公共施設の耐震化を高めます。

第5章 耐震化を促進するための指導や命令等

町は、耐震診断及び耐震改修が必要と認められる特定既存耐震不適格建築物について、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対して必要な指導等を実施します。

第6章 その他の事項

計画的な耐震化の促進を図るためには、耐震改修が進みやすい環境整備や情報提供の充実、診断技術者の育成等といった施策を総合的に推進するための体制づくりが必要です。

今後、町は、県や近隣自治体、建築関係団体等との適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組んでいきます。

資料編

- 1 関連計画概要
- 2 耐震改修促進法における規制対象一覧
- 3 通行を確保すべき道路を閉塞させる危険性が高い住宅・建築物

1. 関連計画概要

(1) 国の基本方針（最終改定平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示 1381 号）

国は、法第 4 条に基づき、国土交通大臣が定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国の基本方針）として以下の項目を定めています。

- ① 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- ③ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- ④ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- ⑤ 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

(2) 大分県耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月版）

大分県は大規模地震に対し、県下の建築物の耐震化を一層促進するため、大分県耐震改修促進計画により、以下の項目を定めています。

- ① 計画策定の目的及び位置付け、計画期間、計画の検証
- ② 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- ③ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
- ④ 特定建築物の所有者に対する耐震診断及び耐震改修の指導のあり方

(3) 玖珠町地域防災計画（震災対策編）（平成 27 年 3 月版）

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき玖珠町における地震災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の保全と町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として以下の事項が定められています。

- ① 計画策定の目的、地勢、災害と特性、被害想定、防災関係機関の処理すべき事務または業務
- ② 災害予防（災害に強い人、まちづくり、事前措置）
- ③ 災害応急対策（対策の方針、体制の確立、活動、社会基盤の応急対策）
- ④ 災害復旧、復興（復旧復興方針、がれきの処理、支援対策、各種支援制度）

(4) 大分県地震被害想定調査（平成 31 年公表版）

①中央構造線断層帯のうち豊予海峡—由布院区間 ②万年山—崩平山断層帯 ③日出生断層帯 ④南海トラフの巨大地震 ⑤周防灘断層群主部 ⑥プレート内地震の 6 つの地震に対する被害想定調査として公表されています。

2. 耐震改修促進法における規制対象一覧

表-11

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
1. 学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程もしくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 * 屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
2. 体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
3. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
4. 病院、診療所				
5. 劇場、観覧場、映画館、演芸場				
6. 集会場、公会堂				
7. 展示場				
8. 卸売市場				
9. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
10. ホテル、旅館				
11. 賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
12. 事務所				
13. 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
14. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
15. 幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
16. 博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
17. 遊技場				
18. 公衆浴場				
19. 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
20. 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
21. 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				

用途	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
22. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
23. 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
24. 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
25. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
26. 避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
27. 防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

3. 通行を確保すべき道路を閉塞させる危険性が高い住宅・建築物

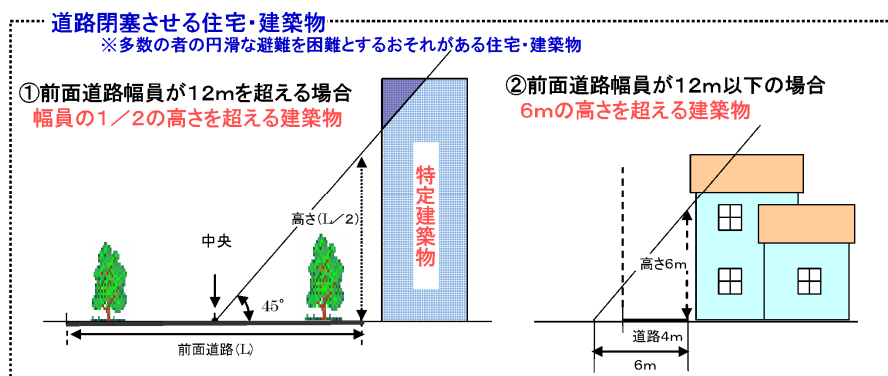


図-11 通行を確保すべき道路を閉塞させる危険性が高い住宅・建築物
(耐震改修促進法第6条第3号)

玖珠町耐震改修促進計画

当初 平成22年8月

変更 平成28年4月

変更 平成31年4月